

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

総社市給水条例施行規程の一部を改正する規程

総社市給水条例施行規程（平成17年総社市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																
<p>(連合使用者の料金)</p> <p>第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者（以下「連合使用者」という。）の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水料金 次の表中の水量に世帯数を乗じて得た水量から算定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>メーター口径</th><th>給水料金（1月）（使用水量1m³当たり）</th></tr></thead><tbody><tr><td>13mm</td><td>10m³以下の水量 20円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>10m³を超える水量 170円</td></tr><tr><td>25mm</td><td></td></tr><tr><td>40mm</td><td>170円</td></tr><tr><td>50mm</td><td></td></tr><tr><td>75mm</td><td></td></tr><tr><td>100mm</td><td></td></tr></tbody></table>	メーター口径	給水料金（1月）（使用水量1m ³ 当たり）	13mm	10m ³ 以下の水量 20円	20mm	10m ³ を超える水量 170円	25mm		40mm	170円	50mm		75mm		100mm		<p>(連合使用者の料金)</p> <p>第9条 条例第27条第5号の規定により許可を得た者（以下「連合使用者」という。）の料金は、次の各号により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水料金 次の表中の水量に世帯数を乗じて得た水量から算定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>メーター口径</th><th>給水料金（1月）（1m³当たり）</th></tr></thead><tbody><tr><td>13mm</td><td>10m³を超え60m³までの水量 130円</td></tr><tr><td>20mm</td><td>60m³を超える水量 143円</td></tr><tr><td>25mm</td><td></td></tr><tr><td>40mm</td><td>50m³までの水量 130円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>50m³を超える水量 143円</td></tr><tr><td>75mm</td><td></td></tr><tr><td>100mm</td><td></td></tr></tbody></table>	メーター口径	給水料金（1月）（1m ³ 当たり）	13mm	10m ³ を超え60m ³ までの水量 130円	20mm	60m ³ を超える水量 143円	25mm		40mm	50m ³ までの水量 130円	50mm	50m ³ を超える水量 143円	75mm		100mm	
メーター口径	給水料金（1月）（使用水量1m ³ 当たり）																																
13mm	10m ³ 以下の水量 20円																																
20mm	10m ³ を超える水量 170円																																
25mm																																	
40mm	170円																																
50mm																																	
75mm																																	
100mm																																	
メーター口径	給水料金（1月）（1m ³ 当たり）																																
13mm	10m ³ を超え60m ³ までの水量 130円																																
20mm	60m ³ を超える水量 143円																																
25mm																																	
40mm	50m ³ までの水量 130円																																
50mm	50m ³ を超える水量 143円																																
75mm																																	
100mm																																	

改正後		改正前	
150 mm		150 mm	
2及び3 略		2及び3 略	
<p>4 給水の開始又は中止のあったときは、その使用日数が15日以内のものについての基本料金は所定の2分の1の金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と、給水料金は第1項第2号の表中「10m³」とあるのは「5m³」と読み替えて算定した金額とし、その日数が16日以上のものについての基本料金及び給水料金は所定の金額とする。</p>			
5 略		4 略	

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の総社市給水条例施行規程第9条の規定は、令和8年6月以後の月分の連合使用者の料金について適用し、同月前の月分の連合使用者の料金については、なお従前の例による。